

定 例 会 議 資 料	県警察における生成 A I の利活用促進について	令和 8 年 9 月 16 日 警務課・情報管理課
1 目的 職員が生成 A I を活用し、業務の合理化・効率化、成果物の品質向上、職員の I T リテラシーの底上げ、そして安全・適正な利用を実現すること。 2 生成 A I の利活用 (1) 警察庁生成 A I (R8.2 : 10 アカウント → R8.7 : 100 アカウントに拡充) ア メリット ・ クローズド環境でありデータ流出等の懸念がなく、要機密情報を取り扱うことが可能 ・ 有名生成 A I である ChatGPT 等を選択及び翻訳、文字起こし機能利用可能 イ デメリット ・ クローズド環境であり学習・記憶機能が無く、情報が古い ・ 出力機能に制限 (一太郎等の文書ファイル・画像等が生成不能) ・ アップロード上限 100MB ウ 利用範囲 手順書・マニュアルの素案作成、法令・通達の要約、現場指示文書の作成、翻訳業務の補助、音声データの文字起こし等 (2) 民間提供生成 A I ア メリット ・ オープン環境で学習機能があり、新しいコンテンツの作成や常に新しい情報の入手が可能 イ デメリット ・ 学習機能があるため、入力情報が学習され警察情報が漏洩する可能性があり、刑法犯認知件数等公開前提以外への入力が一切不可 ウ 想定利用例 外部向けキャッチコピー等のアイデア出し・ブラッシュアップ、公開情報(法令・統計データ等)を元にした参考案作成、公開資料の要約・整理等 (3) 共通する留意事項 ・ 不公平な結果の生成 ・ 生成物が著作権、商標権、意匠権等の知的財産権への抵触 ・ ハルシネーションの発生 3 課題 (1) 2 (3) 共通する留意事項への対応 (2) 情報漏洩リスクへの対応 (3) 生成 A I の活用方策、職員の I T リテラシー向上 4 取組方針 (1) 研修会等の開催 (2) 活用事例の抽出・共有 (3) 民間生成 A I の導入を検討		

定 例 会 議 資 料	少年の非行・被害防止対策の推進状況について	令和 8 年 9 月 16 日 人身安全・少年課																		
1 少年非行の現状（令和 8 年 6 月末現在） <table border="1"> <tr> <th></th><th>R 8.6 末</th><th>前年同期比</th></tr> <tr> <td>刑法犯少年・触法少年（刑法）</td><td>149 人</td><td>+42 人</td></tr> <tr> <td>特別法犯少年・触法少年（特別法）</td><td>15 人</td><td>+ 2 人</td></tr> <tr> <td>不良行為少年</td><td>734 人</td><td>-11 人</td></tr> <tr> <td>うち喫煙補導</td><td>383 人</td><td>+7 人</td></tr> <tr> <td>再非行少年</td><td>29.5%</td><td>-4.1 ポイント</td></tr> </table> 2 現状を踏まえた課題 (1) 喫煙の防止 (2) 少年非行の総量抑制及び再非行防止 (3) SNS 等に起因する非行・被害防止 3 対策の推進状況 (1) 喫煙対策 ア 吸わせない対策 低年齢少年に対する喫煙未然防止教育及び保護者に向けた啓発の推進 イ やめさせる対策 街頭補導の強力な推進及び喫煙習慣を有する少年やその保護者に対する禁煙指導の実施 ウ 入手させない対策 煙草の入手経路の解明・分析並びに主たる入手先と認められるコンビニエンスストアに対する「コンビニサポートポリス」を活用した年齢確認要請及び訓練の実施 (2) 少年非行の総量抑制及び再非行防止対策 ア 少年非行の総量抑制 ・ 低年齢少年に対する非行・被害防止教育 ・ 保護者に対する啓発活動の推進 イ 再非行防止対策 ・ 再非行防止サポート面接相談等の支援推進 ・ 学校警察連絡制度の充実 (3) SNS 等に起因する非行・被害防止対策 ア 低年齢少年に対する情報モラル教育 イ SNS 等安全利用キャンペーン等の開催 4 有職・無職少年への対策 (1) 就労等支援 (2) 闇バイトへの関与防止				R 8.6 末	前年同期比	刑法犯少年・触法少年（刑法）	149 人	+42 人	特別法犯少年・触法少年（特別法）	15 人	+ 2 人	不良行為少年	734 人	-11 人	うち喫煙補導	383 人	+7 人	再非行少年	29.5%	-4.1 ポイント
	R 8.6 末	前年同期比																		
刑法犯少年・触法少年（刑法）	149 人	+42 人																		
特別法犯少年・触法少年（特別法）	15 人	+ 2 人																		
不良行為少年	734 人	-11 人																		
うち喫煙補導	383 人	+7 人																		
再非行少年	29.5%	-4.1 ポイント																		